

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
第3章 杵築市における地震・津波の特性 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性 1 海溝型地震 (略) ○日向灘を震源とする地震はプレート間地震で、M7.6前後の規模の地震が約200年に1回の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は10%程度とされている。また、ここでは、M7.1前後の規模の地震が約20年～27年に1回の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。 ○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年間で6回（およそ67年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は約40%程度とされている。 (略) 2 活断層型地震 (略) ○「万年山一崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.003%以下とされ、Zランクに評価されている。 第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策 1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県	第3章 杵築市における地震・津波の特性 第2節 海溝型地震と活断層型地震等の特性 1 海溝型地震 (略) ○日向灘を震源とする地震は、M8程度の巨大地震の発生頻度は不明で、同様の地震が今後30年以内に発生する確率はXランク（不明）とされている。M7.0～M7.5程度の地震は過去約100年で5回（およそ20.6年に1回）の頻度で発生しており、同様の地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度とされている。 ○安芸灘～伊予灘～豊後水道を震源とする地震は、主に沈み込むフィリピン海プレートの内部が破壊することによって発生する地震で、M6.7～M7.4の規模の地震が過去約400年で7回（およそ60.3年に1回）の頻度で発生しており、同様な地震が今後30年以内に発生する確率は約40%程度とされている。 (略) 2 活断層型地震 (略) ○「万年山一崩平山断層帯」は、過去の活動時期は、13世紀以後とされ、平均活動間隔は約2千1百～3千7百年とされている。活動時の地震の規模は、M7.3程度と推定されている。将来の地震発生確率は0.004%以下とされ、Zランクに評価されている。 第4章 地震・津波の想定 第2節 被害想定 2 減災目標と具体的な防災・減災対策 1の人的・物的被害の想定を踏まえ、人命最優先にソフトとハード対策を組み合わせ、第2部災害予防で記載する防災・減災対策を推進するほか、想定される人的・物的被害を最小限にするため、具体的な減災目標を定めた「大分県

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
地震・津波防災アクションプラン」（平成31年3月策定、計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間。）の達成に向け取り組みを進める。	地震・津波防災アクションプラン」（平成31年3月策定、計画期間は令和元年度から令和5年度までの5年間。）の達成に向け取り組みを進める。 <u>既に最終目標を達成した指標について更に取り組みを推進するとともに、コロナ禍社会への対応をはじめとする計画策定後における諸情勢の変化に的確に対応し、計画を着実に推進するため、計画中間年にあたる令和3年度に中間見直しを実施した。全56目標指数のうち、目標指数を見直した。</u>
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略) (4) 九州農政局 (<u>大分地域センター</u>) (略) (8) 第七管区海上保安部 (大分海上保安部) (略) (11) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。 (略) 5 指定公共機関 (12) 日本郵便株式会社 (大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金	第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略) 3 指定地方行政機関 (略) (4) 九州農政局 (<u>大分県拠点</u>) (略) (8) 第七管区海上保安<u>本</u>部 (大分海上保安部) (略) (11) 九州総合通信局 (略) ハ 災害時における通信機器、移動電源車、<u>可搬型発電機</u>及び臨時災害放送局用の貸し出しに関すること。 (略) 5 指定公共機関 (12) 日本郵便株式会社 (大分中央郵便局) イ 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 ロ 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 (イ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 (ロ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 (ハ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 (ニ) 被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の料金免

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第1部 総則

改正前	改正後
免除に關すること。 (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに關すること。 ハ その他防災に關し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (新設) (略) 6 指定地方公共機関 (略) (11) 一般社団法人大分県建設業協会 イ 災害時における道路啓開に關すること。 ロ 公共土木施設等の災害応急対策に關すること。 (新設)	除に關すること。 (ホ) ゆうちょ銀行委託業務及びかんぽ生命委託業務の非常取扱いに關すること。 ハ その他防災に關し、日本郵便株式会社の所掌すべきこと。 (13) ソフトバンク株式会社 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に關すること。 (14) 楽天モバイル株式会社(九州営業部) 携帯通信施設の保全と重要通信の確保に關すること。 (略) 6 指定地方公共機関 (略) (11) 一般社団法人大分県建設業協会 イ 災害時における道路啓開に關すること。 ロ 公共土木施設等の災害応急対策に關すること。 (12) 社会福祉法人大分県社会福祉協議会 イ 災害ボランティアに關すること。 ロ 避難行動要支援者への支援に關すること。 ハ 生活福祉資金の貸付に關すること。

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第1章 災害予防の基本方針等 第1節 災害予防の基本的な考え 杵築市において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。 なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 都市・地域の防災環境整備 (略) 1 都市の防災構造化 (略) (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施 地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。 イ 市基盤施設等の整備 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。	第1章 災害予防の基本方針等 第1節 災害予防の基本的な考え 杵築市において地震・津波災害から県民の生命及び財産の安全を確保するための災害予防対策は大別して「災害に強いまちづくりのための対策」、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」の3つに区分できる。このうち「災害に強いまちづくりのための対策」は、災害防止のための施設整備等のハード施策であり、「災害に強い人づくりのための対策」及び「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」は、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である。<u>施策の推進に当たっては、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害予防の高度化に取り組んでいく。</u> なお、この部に記す耐震対策は、施設の重要度に応じて実施するものであり、最新の耐震基準に沿ったものとする。 第2章 災害に強いまちづくり 第4節 都市・地域の防災環境整備 (略) 1 都市の防災構造化 (略) (2) 都市の防災構造化に関する事業の実施 地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。 イ 市基盤施設等の整備 避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を実施するほか、市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。<u>また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行により、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について平成8年度を初年度とする第1次地震防災緊急事業5箇年計画を策定して以降、現在は平成28年度から令和2年度までの第5次地震防災緊急事業5箇年計画により、地震防災上緊急に整備すべき施設等についての整備を重点的・計画的に行うこととなっている。 第3章 災害に強い人づくり 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】 「災害に強い人づくり」は、杵築市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。 したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。 防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>地震災害の種類に応じて内容や方策を明確にしつつ実施するものとする。</u> 第1節 自主防災組織 (略) 2 杵築市の現状と課題 杵築市における自主防災組織の数は平成7年から9年にかけて結成され、令和3年3月末時点で174組織、組織率は93.0%であり、全国的にみ	う。 第8節 地震防災緊急事業5箇年計画の推進 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）の施行により、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について平成8年度を初年度とする第1次地震防災緊急事業5箇年計画を策定して以降、現在は令和3年度から令和7年度までの第6次地震防災緊急事業5箇年計画により、地震防災上緊急に整備すべき施設等についての整備を重点的・計画的に行うこととなっている。 第3章 災害に強い人づくり 【災害に強い人づくりの基本的な考え方】 「災害に強い人づくり」は、杵築市、防災関係機関、公共的機関・各種団体・民間企業等の防災担当職員並びに県民ごとの防災対策上の役割と責務を周知させるとともに、各々の防災意識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とし、県、市町村・消防機関並びに防災関係職員及び県民が主体となって取り組むべきものである。 したがって、「災害に強い人づくり」を目標に、県民の役割と基本的な防災知識を徹底して身につけさせることを基本に、自主防災組織、ボランティア、民間企業、報道機関等全ての組織が関わり、その対応能力を向上させる必要がある。 防災訓練、防災知識の普及啓発、消防団・自主防災組織の育成・強化、要配慮者対策の推進にあたっては、<u>デジタル技術も活用しながら、災害の種類に応じて内容や方策を明確にして実施するものとする。</u> 第1節 自主防災組織 (略) 2 杵築市の現状と課題 杵築市における自主防災組織の数は平成7年から9年にかけて結成され、令和4年3月末時点で174組織、組織率は93.0%であり、全国的にみ

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
でも取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は、令和元年度実績で93.6％となっているが、未組織の地域での組織化を図るとともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。 第2節 防災訓練 (略) 2 総合防災訓練の実施 (略) (6) <u>広域避難に関する訓練</u> 第3節 防災教育 1 目標 東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、<u>学校における</u>防災教育の重要性が改めて認識された。 3 地域等における防災教育 (2) 市民に対する防災教育 イ 地震・津波に関する知識 (ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域区域外でも浸水する可能性があること、指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性	でも取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は、令和元年度実績で93.6％となっているが、未組織の地域での組織化を図るとともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。 第2節 防災訓練 (略) 2 総合防災訓練の実施 (略) (6) <u>大規模広域災害時における円滑な広域避難のための実践的な訓練</u> 第3節 防災教育 1 目標 <u>災害による人的被害をなくすためには、事前の備えと早期避難が肝要である。</u>東日本大震災では、中学生が小学生の避難を助け、また中学生等の避難行動がきっかけとなり周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えるなど、防災教育の有無が生死を分けた事例があったことから、防災教育の重要性が改めて認識された。<u>このため、家庭、地域、職場、学校等において、周辺の災害リスクや自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育を実施する必要がある。</u> 3 地域等における防災教育 (2) 市民に対する防災教育 イ 地震・津波に関する知識 (ハ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域区域外でも浸水する可能性があること<u>や強い地震動が加わることでゆるく堆積した砂地盤では、液状化現象が発生する可能性があります。</u>指定緊急避難所、指定避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
(8) 災害教訓の伝承 (略) また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 (略) 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用法 (略) (ハ) 市は、避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等の必要な措置を講じるものとする。 (略) (3) 福祉避難所の指定	(8) 災害教訓の伝承 (略) また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 <u>国土交通省国土地理院が公開する「自然災害伝承碑」を過去の自然災害の教訓と踏まえ、杵築市の自然災害伝承碑への登録・公開に努めるものとする。</u>なお、公開にあたっては、事前に古文書の信頼性の検証を行っておくことや、市民にもわかりやすい自然記録の解説を付記するなど、その資料の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 (略) 第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用法 (略) (ハ) <u>市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (二) 市は、避難支援等に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等の必要な措置を講じるものとする。 (略) (3) 福祉避難所の指定

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。 (略) 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定 市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や<u>応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</u> (略) 第3節 津波からの避難に関する事前の対策 (略) 5 津波避難のための意識啓発 (略) (2) 市及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、津波避難に関する意識啓発を図るものとする。	市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、<u>多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> (略) 第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化 (略) (2) 受援計画の策定 市は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。 また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定を<u>はじめ、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、</u>応援職員等の執務スペースの<u>適切な空間の確保を行うものとする。</u> (略) 第3節 津波からの避難に関する事前の対策 (略) 5 津波避難のための意識啓発 (略) (2) 市及び防災関係機関は、津波災害に関するワークショップ、避難訓練、防災訓練等を通じて、<u>また、デジタル技術も活用し、</u>津波避難に関する意識啓発を図るものとする。

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信施設の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前処置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。また、市外に避難する被災者に対して必要な災害情報や支援・サービス等を容易かつ確実に受け渡すことができるよう、復興庁が提供する全国避難者情報システム等の円滑な利用を図る。	第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実 (略) (3) 市における生活必需品等の備蓄等 大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信施設の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点や要配慮者への提供等に配慮する。 (7) 被災者等への的確な情報伝達のための事前処置 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。 また、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、体制の整備を図る。 市外に避難する被災者に対して必要な災害情報や支援・サービス等を容易かつ確実に受け渡すことができるよう、復興庁が提供する全国避難者情報システム等の円滑な利用を図る。

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第1章 災害応急対策の基本方針等 第1節 災害応急対策の基本方針 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行 地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。 第2章 活動体制の確立 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達（略） 1 基本方針（地震）（略） （1）地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。	第1章 災害応急対策の基本方針等 第1節 災害応急対策の基本方針 1 迅速・的確な災害応急対策の遂行 地震時においては、瞬時に広域的な被害が発生する可能性がある。県民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速かつ的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、市では、地震災害が発生し又は発生するおそれがある場合及び津波襲来のおそれがある場合は、速やかに災害応急対策の遂行に必要な情報を積極的に収集し、消防本部、警察、自衛隊等の防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくこととする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するとともに、産学官が連携し、先端技術の導入等により、災害応急対策の高度化に取り組んでいく。 第2章 活動体制の確立 第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達（略） 1 基本方針（地震）（略） （1）地震・津波に関する情報の概要 気象庁は、全国の地震活動を24時間監視しており、日本およびその周辺で地震が発生すると、各地の地震計のデータを直ちに解析し、震源と地震の規模（マグニチュード）を決め、防災関係機関が速やかに必要な初動対応をとることができるように、地震や津波に関する情報を発表する。 また、地震による強い揺れのおそれがあると推定した場合、揺れが伝わる前に緊急地震速報（警報）を発表する。<u>震源が近い場所では強い揺れに間に合わない場合もある。</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
イ 情報発表の流れ 地震発生 数秒 1. 5分 3分 5分 発表する情報の種類 緊急地震速報 震度速報 大津波警報・津波警報・津波注意報 津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」 地震情報 (震源に関する情報) 地震情報 (震源・震度に関する情報) 津波情報 (沖合の津波観測に関する情報) (津波観測に関する情報) 各地の震度に関する情報 津波情報 (津波に関するその他の情報) 地震情報 (地震の活動状況に関する情報) 震度5弱以上が予想されたとき 震度3以上を観測したとき 津波による災害の発生が予想される場合 ※震度速報より早く発表する場合あり 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合 震度3以上を観測したとき（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 以下のいずれかを満たしたとき ・震度3以上を観測したとき ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合で実際に津波を観測したとき 震度1以上を観測したとき。 「津波なし」の場合はその旨を付加し「津波予報を含めて発表 大津波警報・津波警報・津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき、海面変動が予想される津波予報区とその継続時間を「津波予報」で発表 報道発表資料の内容	イ 情報発表の流れ 地震発生 数秒 1. 5分 3分 5分 発表する情報の種類 緊急地震速報 地震情報 (震度速報) 大津波警報・津波警報・津波注意報 津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」 地震情報 (震源に関する情報) 地震情報 (震源・震度に関する情報) 津波情報 (沖合の津波観測に関する情報) (津波観測に関する情報) 地震情報 (各地の震度に関する情報) 津波情報 (津波に関するその他の情報) 地震情報 (地震の活動状況に関する情報) 震度5弱以上が予想されたとき 震度3以上を観測したとき 津波による災害の発生が予想される場合 ※震度速報より早く発表する場合あり 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合 震度3以上を観測したとき（津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない） 以下のいずれかを満たしたとき ・震度3以上を観測したとき ・津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 大津波警報・津波警報・津波注意報を発表した場合で実際に津波を観測したとき 震度1以上を観測したとき。 「津波なし」の場合はその旨を付加し「津波予報を含めて発表 大津波警報・津波警報・津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき、海面変動が予想される津波予報区とその継続時間を「津波予報」で発表 報道発表資料の内容

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前			改正後		
ロ 用語解説			ロ 用語解説		
情報の種類	解 説		情報の種類	解 説	
緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。 なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報が間に合わない場合もある。		緊急地震速報（警報）	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に伝える。 なお、地震の震源が近い時は緊急地震速報（警報）が間に合わない場合もある。	
震度速報	震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。 この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。		大津波警報・津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。	
大津波警報・津波警報・津波注意報	津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県では16に区分した津波予報区）に対し、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報、または津波注意報（以下、「津波警報等」という。）を発表する。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表する。 また、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については、地震発生後2分程度で発表する。		津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻（10分単位（遠地地震については30分単位））や予想される津波の高さ（5段階の数値（メートル単位）、または2種類の定性的表現で発表）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））震央地名を発表する。		各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報等を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻（1分単位）と津波到達予想時刻（10分単位、遠地地震については30分単位）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表する。		津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。
				沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
地震情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表する。	地震情報		津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。	
		沖合の津波観測に関する情報		震度速報		震度3以上の強い揺れを伴う地震の発生を知らせる情報。震度3以上を観測した地域名（九州・山口県は36地域に分割）とその震度、地震の揺れの発現時刻を伝える。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表する。テレビ、ラジオ等でも速報される。	
		津波に関するその他の情報				震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。	
	震源に関する情報	震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。		震源に関する情報		震度速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、および「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生から2～5分程度で発表する。この情報は、強い揺れ（震度3以上）があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応（即時対応）に資するために提供する。津波警報等を発表したときには、この情報は発表しない。	
		震源・震度に関する情報			震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたとき、津波警報等発表時、若干の海面変動が予想される場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、震度3以上が観測された地域名と強い揺れが観測された市町村名を地震発生から5分程度で発表する。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表する。	
	各地の震度に関する情報		震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表す		各地の震度に関する情報	震度1以上が観測されたときに発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報。震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表す	

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
		る。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。				る。 「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表する。	
地震回数に関する情報		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。		地震回数に関する情報		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表する。	
地震の活動状況に関する情報		気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。		地震の活動状況に関する情報		気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表する。	
第6節 災害救助法の適用及び運用 (略) 3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び機関				第6節 災害救助法の適用及び運用 (略) 3 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び機関			
救助の種類	対象	期間	備考	救助の種類	対象	期間	備考
災害にかかった住宅の応急修理	1.住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3.住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から1ヶ月以内		災害にかかった住宅の応急修理	1.住宅が半壊（焼）し、自らの資力により高級修理をすることができない者 2.大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3.住家が反赤井に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	災害発生の日から3ヶ月以内	国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内
第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 津波からの避難				第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 第3節 津波からの避難			

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
1 津波からの避難についての基本的な考え方 (略) また、<u>活断層型地震の影響が予想される地域では、地震の際、活断層型と海溝型のどちらの地震であるのか即座に判断することは難しいため、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある海溝型地震の場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、活断層型地震による到達時間が短い津波を想定して行動することが必要である。</u> 第4章 被害者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 市は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調整・輸送に関し情報共有を図る。 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配布について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。 また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略) 第3節 食料供給 6 避難所生活者の保護・救援	1 津波からの避難についての基本的な考え方 (略) また、強い揺れを感じたら、まずは直ちに近隣の津波避難ビルや高い場所に避難し、地震の情報を確認した後、より大きな津波のおそれがある場合は、さらに高い場所への避難のような段階的な避難を考えておくなど、<u>想定にとらわれずに行動することが必要である。</u> 第4章 被害者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動 (略) 5 避難所の運営管理 (略) (3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布 市は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、県と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。 市は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める<u>とともに、食物アレルギーを有する避難者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保・配付等に努めるものとする。</u> また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略) 第3節 食料供給 6 避難所生活者の保護・救援

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 市は、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（D<u>C</u>A<u>T</u> : Disaster <u>C</u>are Assistance Team）の派遣要請を行う。 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市の手続 (略) ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>生産局</u>（以下「<u>生産局</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>生産局</u>に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡する。 (略) 2 応急供給系統図 イ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡	(略) (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 市は、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（D<u>W</u>A<u>T</u> : Disaster <u>W</u>elfare Assistance Team）の派遣要請を行う。 3 政府所有米穀の緊急引渡し (1) 市の手続 (略) ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し 交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の緊急引渡しについて知事の指示を受け得ない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、市長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省<u>農産局長</u>（以下「<u>農産局長</u>」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。市長が<u>農産局長</u>に直接要請を行った場合、市町村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡する。 (略) 2 応急供給系統図 イ 市長と県が連絡の取れない場合の現物引渡

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
第8節 廃棄物処理 (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 ①国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 ②杵築市災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 (新設) ③災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。 ④災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 ⑤災害廃棄物の処理に当たっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。 ⑥処理のために使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 2 行方不明者の搜索 (1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理を行ったのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。 (2) 略	第8節 廃棄物処理 (略) 1 災害廃棄物処理の基本方針 早期の復旧・復興を図るため、次の基本方針に基づき災害廃棄物を処理する。 (1) 国、県、市町村、関係事業者及び県民が一体となって災害廃棄物の処理を推進する。 (2) 杵築市災害廃棄物処理計画に示す役割分担に基づき、各主体が責任を持って役割を果たすことにより迅速な処理を行う。 (3) ボランティア、NPO等の支援を得て処理を進める場合は、関係団体等と連携し、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。 (4) 災害廃棄物の処理は、発災から概ね3年間で終了することを目標とする。 (5) 災害廃棄物は、各種法令、制度に基づき適正に処理する。 (6) 災害廃棄物の処理に当たっては、極力再資源化に努めるとともに、中間処理による減量化などを推進し、最終処分量の削減に努める。 (7) 処理のために使用する施設については、既存の廃棄物処理施設の活用など圏域内、県内処理を原則とするが、被災状況や災害廃棄物の発生量など災害の状況に応じ、県外への広域処理や仮設処理施設の設置なども視野に入れ対応する。 第9節 行方不明者の搜索、遺体の取扱い及び埋葬 (略) 2 行方不明者の搜索及び安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表 (1) 行方不明者の届出の受理及び市町村等への通報 警察官及び海上保安官は、行方不明者の届出の受理又は通報を受けたのち、市町村及び関係機関への通報連絡にあたる。 (2) 略

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
5 災害救助法適用に関する事項 (略)	5 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬に関する情報の集約・広報 <u>県や市、防災関係機関が緊密に連携し、人命を最優先とした迅速かつ効率的な災害対応を実施するため、災害発生時における安否不明者や行方不明者、死者の氏名等の公表については、「災害時における安否不明者の氏名等の公表に関する方針（令和5年8月29日伺定）に基づいて行うものとする。</u> 6 災害救助法適用に関する事項 (略)

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後						
第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。 その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困難と認められる場合は、九州地方知事会や全国知事会等の協力も得ながら、各都道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じることとする。 第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 第1節 経済・生活面の支援 1-1 災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律） <table border="1"> <tr> <th>支援の種類</th><th>給付</th></tr> <tr> <td>支援の内容</td><td> 1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内 </td></tr> <tr> <td>対象者</td><td> 1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい </td></tr> </table>	支援の種類	給付	支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内	対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい	第1章 災害復旧・復興の基本方針 (略) また、特に大規模な被害を被った場合、県では県民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の県土の姿を明確にして、計画的な災害に強い県土づくりを進めていくこととする。 その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。<u>また、産学官が連携し、先端技術の導入等により、復旧・復興の高度化に取り組んでいく。</u> (第4章第1節から第3節は「地震・津波編」から「資料編」に掲載変更)
支援の種類	給付						
支援の内容	1 災害により死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき支給。 2 支給額 ①生計維持者が死亡した場合:500万円を超えない範囲内 ②その他の者が死亡した場合:250万円を超えない範囲内						
対象者	1 災害により死亡した方(お住まいの市町村に住民登録のある方、<u>外国人登録がある方</u>)の遺族。 2 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥いずれも存しない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい						

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後
	た者に限る)	
対象となる災害	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内で災害救助法適用市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法適用市町村を持つ都道府県が2以上ある場合の災害	
問合せ先	杵築市	
(中略)		
第3節 経済・生活面の支援		
9 職場適応訓練費の支給		
支援の種類	給付・還付	
支援の内容	1 職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給する。 また、訓練生に対して訓練手当などを支給する。 2 事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円／月（重度の障がい者25,000円／月）が支給される。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障がい者1,000円／日）。 3 訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障がい者に係る訓練等1年）以内。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内。	

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後
対象者	職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって。再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行う。 イ 職場適応訓練を行う設備があること ロ 指導員としての適当な従業員がいること ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること	第4章 激甚災害の指定
問合せ先	公共職業安定所又は都道府県労働局	
第5章 激甚災害の指定		

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前			改正後		
巨大地震注意	・南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合				○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
	・想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生したと評価した場合	地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒		○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^(注3) 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合		巨大地震注意		○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0 以上の地震 ^(注2) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
			調査終了		○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
			(注1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲。		
			(注2) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。		
			(注3) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。		

杵築市地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
-----	-----